

会 議 録

会議の名称		令和 7 年度第 1 回つくば市医療的ケア児支援体制協議会		
開催日時		令和 7 年 6 月 25 日 開会 10 時 閉会 12 時		
開催場所		つくば市役所 2 階 201 会議室		
事務局（担当課）		福祉部障害福祉課		
出席者	委員	根本希美子、井坂美津子、篠崎純一、菅野慎也、斉藤秀之、成島淨、榎園崇、岩田直子、青木雅代、植木純子、菊地奈美子		
	その他			
	事務局	福祉部：根本福祉部長 障害福祉課：岡田障害福祉課長、倉持統括医療技士、内田、新國 教育局：中島特別支援教育推進室長、関口指導主事、小崎 こども部：岩田幼児保育課長		
公開・非公開の別		☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開	傍聴者数	2 名
非公開の場合はその理由				
議題		1) これまでの活動報告 2) 災害時連携シートについて（報告） 3) つくば市の医療的ケア児に関する現状 ①医療的ケア児相談窓口 ②保育園・保育所の受け入れ状況 ③公立幼稚園・市立小中義務教育学校の受け入れ状況 4) 今後の議題について（意見交換）		
会議録署名人		確定年月日	年 月 日	

会 議 次 第	1 開会
	1) 福祉部長挨拶
	2) 事務局紹介
	3) 委員紹介
	4) 会長・副会長の選任
	2 議事
	1) これまでの活動報告
	2) 災害時連携シートについて（報告）
	3) つくば市の医療的ケア児に関する現状
	①医療的ケア児相談窓口
	②保育園・保育所の受け入れ状況
	③公立幼稚園・市立小中義務教育学校の受け入れ状況
	4) 今後の議題について（意見交換）
	3 その他
	4 閉会

< 審議内容 >

事務局：定刻となりましたので、令和7年度第1回つくば市医療的ケア児支援体制協議会を開会いたします。本日は公私ともにお忙しい中、協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。議事に入ります前に、会議の公開に関する連絡事項がございます。つくば市医療的ケア児支援体制協議会については、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市附属機関の会議及び懇談会の公開に関する条例により、協議会を公開することとしておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日、「議事3）つくば市の医療的ケア児に関する現状」の一部につきましては、個人情報の観点から、部分公開とさせていただきます。傍聴の方々におかれましては、一時退出いただくこととなりますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。また、委員の任期中の会議に関する事務局に寄せられた御意見、メール等による問い合わせにつきましては、原則として委員全員で情報共有させていただきますので、あわせてお願いいたします。また、本日の会議は議事録の作成のため、お手元に

あるマイクを使って御発言いただきますようお願いいたします。御発言の際には、初めにお名前を言っていただいてからお話いただきますようお願いいたします。本日マイクの御用意が少なく、お隣の方とお2人で御使用いただくこととなります。申し訳ありませんが、御協力いただきますようお願いいたします。続きまして、本日の資料について御確認をお願いいたします。1つ目「令和7年度第1回つくば市医療的ケア児支援体制協議会次第」、次に「令和7年度つくば市医療的ケア児支援体制協議会委員名簿」続きまして「つくば市医療的ケア児支援体制協議会設置要項」、続きまして「つくば市医療的ケア児支援体制協議会、これまでの協議会の内容確認」、次に「災害時連携シート」カラーの「災害時連携シート記入例」、最後に「つくば市医療的ケア児相談窓口の取り組みについて」です。以上、御準備させていただいておりますが、不足等ございませんでしょうか。ある場合は、挙手でお知らせいただければと思います。無いようなので、進めさせていただきたいと思います。開会にあたりまして、福祉部長根本より御挨拶申し上げます。

福祉部長：おはようございます。福祉部長の根本でございます。本日はお忙しい中、令和7年度第1回つくば市医療的ケア児支援体制協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃より市の障害者福祉行政に対して、深い御理解と御協力をいただいておりますことに、この場を借りて、改めて厚くお礼申し上げます。さて、当協議会は、今年で4年目を迎えました。これまで、保育、教育に関すること、災害に関すること等、医療的ケア児に関わる幅広い議題について、協議を重ねることができました。保育所、幼稚園・小中学校において医療的ケア児を受け入れていくにあたり必要なガイドライン作成や、災害時連携シートの作成など、委員の皆様からいただいた御意見を参考に出来ましたこと、感謝申し上げます。今後も、各分野で医療的ケア児とかかわっておられる委員の皆様に、つくば市の医療的ケア児に関する福祉の向上のために、お力添えをいただければと存じます。以上、簡単ではございますが、開会に際しまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：ありがとうございました。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。福祉部部長の根本です。

福祉部長：根本です。よろしくお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：障害福祉課課長の岡田です。

障害福祉課（岡田）：岡田です。よろしくお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：障害福祉課、保健師の新國です。

障害福祉課（新國）：新國です。よろしくお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：障害福祉課、言語聴覚士の内田です。

障害福祉課（内田）：内田と申しますよろしくお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：特別支援教育推進室室長の中島です。

特別支援教育推進室室長（中島）：中島です。よろしくお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：特別支援教育推進室指導主事の関口です。

特別支援教育推進室（関口）：関口ですよろしくお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：特別支援教育推進室看護師の小崎です。

特別支援教育推進室（小崎）：小崎です。よろしくお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：幼児保育課課長の岩田です。

幼児保育課（岩田）：岩田です。よろしくお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：最後に私、本日の進行を務めさせていただきます。障害福祉課統括医療技士の倉持と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本協議会について御説明させていただきます。お配りしております「つくば市医療ケア自立支援体制協議会設置要項」を御覧ください。続きまして、本協議会について、御説明いたします。令和3年9月に「医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律」が施行され、日常生活を営むために、医療的ケアを要する状態にあるお子さまが心身の状況に応じて適切な支援を地域で受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携し、切れ目のない支援を進めていくことが定められました。こども家庭庁「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」には、「医療的ケア児の支援に携わる保健、医療、福祉、教育、子育てなどの各分野の関係機関及び当事者団体などから構成される協議の場を設置することが記載されております。これらを受けまして、つくば市では、お手元の要項にございます通り、令和4年6月より「つくば市医療的ケア児支援体制協議会」を設置いたしました。協議会の中で、医療的ケア児の支援に関わる課題整理や情報共有、その方策に関すること、関係機関の連携強化に関すること、支援に係る人材確保や人材育成に関する

ること等について、委員の皆様から、御意見・御助言をいただきながら、今後
もつくば市の支援体制を構築してまいります。御協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。お配りし
てある「つくば市医療的ケア児支援体制協議会委員名簿」の順番に従って願
いいたします。なお、本日、障がい者相談支援事業所 1 upS. S. D の藤井様、茨
城県リハビリテーション専門職協会飯島様、つくば市福祉支援センターさくら
村上様、つくば市校長会塚崎委員から欠席の御連絡をいただいております。で
は名簿の順番に従って、根本委員から、どうぞよろしくお願いいたします。

根本委員：「医療的ケアを必要とする子どもの親の会」として「特定非営利活
動法人かけはしねっと」の代表理事をしております根本と申します。よろしく
お願いいたします。

篠崎委員：社会福祉法人健誠会、相談支援事業所のサポートプラザつくばの管
理者の篠崎と言います。よろしくお願いいたします。

菅野委員：つくば市社会福祉協議会の相談支援事業所で専門員をしております
菅野と申します。よろしくお願いいたします。

成島委員：つくば市医師会の成島です。よろしくお願いいたします。

井坂委員：重症心身障害児デイサービスをしています、どんぐりの家の井坂で
す。よろしくお願いいたします。

斉藤委員：公益社団法人日本理学療法士協会の斉藤でございます。よろしくお
願いいたします。

岩田委員：筑波大学附属病院医療連携患者相談センター、ソーシャルワーカー
の岩田と申します。よろしくお願いいたします。

榎園委員：筑波大学附属病院小児科の榎園と申します。よろしくお願いいたします。

青木委員：つくば市保育所所長会、沼田保育所長の青木と申します。よろしく
お願いいたします。

植木委員：つくば市立幼稚園長会、谷田部幼稚園長の植木純子と申します。よ
ろしくお願いいたします。

菊地委員：茨城県立つくば特別支援学校地域支援センター菊地奈美子と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：ありがとうございました。では続きまして、「つくば市医療的ケア児支援体制協議会設置要項」の第6条1項に基づきまして、ここで会長及び副会長の選出を行いたいと思います。会長、副会長については、委員の互選により定めることとなっており、会長は協議会を代表し、会を総括することとなっております。また、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理することとなっております。会長、副会長の選出について、委員の皆様の御意見をいただきたいと思います。

岩田委員：事務局一任で、よろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

委員全体：（拍手）

事務局（障害福祉課）：では事務局一任という御意見があり、皆さんの承認をいただきましたので、事務局の方の提案をさせていただきます。事務局案といたしまして、会長を斉藤委員、副会長を篠崎委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（委員の皆様より異議無しの声）ありがとうございます。それでは、委員の皆様の御信任をいただきましたので、斉藤委員には会長を、篠崎委員には副会長をお願いしたいと思います。斉藤会長、篠崎副会長は、会長席・副会長席の方に御移動をお願いいたします。それでは斉藤会長、篠崎副会長から一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

斉藤会長：会長に御承認いただきましてありがとうございます。前回も会長を務めさせていただきましたので今回も、と思いますが、立ち上げから4年経つ中で、そろそろ固まっていくこととか少し動く時期だと思います。メンバーも少し変わりましたので、振り返りつつ、ぜひよろしくお願いいたしますと思いますし、円滑な会議の進行を務めていけるよう御協力をお願いしたいと思います。

篠崎委員：副会長になりました篠崎と申します。よろしくお願いいたします。私も障害の分野では、長く携わっているところもあるので、その辺りのことを今後生かせればと考えております。会長のことをサポートできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきまして、斉藤会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

いいいたします。

斉藤会長：それでは議事に移らせていただきたいと思います。初めに次第にあります、「議事1）これまでの活動報告について」ということで、事務局よりお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：障害福祉課よりお伝えさせていただきます。着座にて失礼させていただきます。これまでの当協議会で協議をしてきた内容について、お伝えさせていただきます。当協議会は令和4年度から開始しまして、各年2回ずつ開催して参りました。お手元にございます資料、「これまでの協議会の内容」を御覧いただきながら、聞いていただければと思います。

まず、令和4年度第1回目、議事としまして「1）つくば市の医療的ケア児支援体制図（案）について」「2）つくば市医療的ケア児支援体制協議会開催要項案について」「3）つくば市教育委員会医療的ケア支援事業実施要項（案）について」協議を行いました。同年第2回、議事「1）（仮称）保育所における医療的ケア児受け入れガイドラインについて」「2）公立幼稚園入園児の進捗状況について」お伝えさせていただきました。2年目の令和5年度です。第1回目、報告としまして「1）公立幼稚園、市立小学校における医療的ケア児の受け入れ進捗状況」「2）公立保育所における医療的ケア児受け入れガイドラインについて」報告させていただきました。議事としまして「1）井坂委員より、保育現場での医療的ケア児支援について」御講義をいただきました。「2）つくば市の医療的ケア児支援の現状と課題、今後の協議内容」について、委員の皆様と協議を行いました。同年第2回目、報告事項としまして「1）つくば市医療的ケア児支援の現状と課題・今後の協議内容について」第1回でいただいた御意見に対して、市の回答を行いました。議事としまして「災害時小児周産期リエゾンと連携した医療的ケア児の災害時支援ネットワークの構築について」当時、委員でいらっしゃいました、宮園委員より御講義をいただきました。次に、意見交換「医療的ケア児・者の災害対策、自助共助について」意見交換を行いました。令和6年度、第1回、議事としまして「1）避難行動要支援者名簿個別避難計画について」つくば市社会福祉課より、説明をさせていただきました。「2）特別支援学校における災害対応、災害対策について」当時、委員でいらっしゃいました、新谷委員より御講義いただきました。「3）意見交換」で、議事1）、2）についてと、今後の協議会で検討したいことについて、委員の皆様から御意見を伺っております。令和6年度第2回、報告事項としまして、「保育所、幼稚園、小学校それぞれの医療的ケア児の受け入れ状況について」、「医療的ケア児の把握の状況について」事務局からそれぞれお伝えさせていただきました。議事としまして、「医療的ケア児を取り巻く関係機関の連携について」ということで、災害時のシミュレーションを軸に検討を行いました。その後、「災害時連携シート（案）」について御意見をいただいております。以上が、この

3年間の、当協議会で実施してきた内容になります。

斉藤会長：ありがとうございました。次の議事2)の御説明もいただいてから質問を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。続きまして、議事2)「災害時連携シートについて」令和6年度第2回の協議会の中で、皆さんに御意見をいただき、事務局と私どもに御一任いただき、完成となりましたので、事務局より御報告させていただいて、議事1)、議事2)と併せて御質問承りたいと思います。それでは事務局お願いいたします。

事務局（障害福祉課）：お手元にお配りしております「災害時連携シート」と、「記入例」を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。令和6年度第2回つくば市医療的ケア児支援体制協議会で皆様から御意見を頂戴しました「災害時連携シート」を、御意見を参考に、事務局の方で検討させていただき完成いたしましたので、御報告させていただきます。本シートは、災害時に本人と御家族、支援を受けている事業所や関係機関とのスムーズな連絡・連携を行うために、平常時から連携のとり方や、各関係機関での準備や役割について、お互いに確認しておくためのシートです。各記入箇所について御説明をさせていただきます。まず、上部の水色で囲んである部分になります。こちらは御本人の氏名、住所、連絡先を記入していただく欄です。その下、緑色で囲われている部分は、相談支援事業所、学校、医療機関など、普段の生活で密に関わっている機関について、名称、連絡手段、災害時に期待される役割を記入していただく欄です。この欄は名称が空欄の欄を作っておりますので、親戚のお宅や医療機器の業者さんなど、御本人の必要性に合わせて、御活用いただけるようになっております。記入例では、祖父母宅と酸素業者を記入してあります。連絡手段の欄には皆様からの御意見を反映させていただき、電話、メール、トークアプリの連絡先を記載できるようにしました。また、関係機関の連絡経路を矢印で示せると良いという御意見を複数いただいておりますが、災害状況や御本人の状況によって、連絡が必要な先がケースバイケースになり、一貫して矢印を表記することは現時点では難しいと考え、矢印は記載しておりません。次に、右端の縦1列の欄に移ります。こちらには、災害時の状況確認履歴を記載する欄を設けております。こちらは有事の際の経過を記入するための欄です。例えば記載例を見ていただきますと、事業所記載例として、通所事業所をお子様が利用している際に、被災した場合の例を記入してあります。何時に発災して、保護者に連絡を取れたかどうか、何時に保護者へ引き渡すことができたか等を記録していただけるようになっております。その下の本人記載例も御覧ください。発災した時間、その時に確認した事柄、復電した時間等を記入しておくことで、医療的ケアが必要な方にとって大切な電源確保に関することを検討する材料となります。次に、左下を御覧ください。こちらには更新日と記載者を記入する欄があり、その横にシートの使い方を記載しました。各記入箇所に

についての御説明は以上です。本シートは本人や保護者から自発的に記入していただくことはもちろんですが、本シートの存在を、相談支援事業所や通所支援事業所、病院のソーシャルワーカーさんなどからも発信をいただいて、家族とともに記入していただけるとよいと考えております。

また記入を終えましたら、コピーをするなどして、関係機関で共有していただけると良いと思います。「災害時連携シート」に関する御説明は以上となります。本シートはすでに市障害福祉課窓口で配布を開始しているほか、ホームページからもダウンロード可能となっております。すでに配布しておりました「災害時対応ノート」、「災害時ガイドブック」とあわせて、御周知いただき、御活用いただければ幸いです。

以上事務局からになります。

斉藤会長：ありがとうございました。ただいまの１）、２）の御説明につきまして御質問、御確認はありますか。すでに配布をしている中で、特に何か困ることとか問い合わせ等がありますか。

事務局（障害福祉課）：現時点では問い合わせ等はまだありません。

井坂委員：どんぐりの家の井坂です。岩田さんに質問したいのですが、
「シートの使い方」というところ、発災した時ということで、３行目に「もし主治医が大きな病院の場合、体調不良時のみの対応となる場合があります」との表記について、この表記が適切かどうか、皆様の御意見を伺いたいです。これまで、災害があった場合に、保護者は、主治医にダイレクトに連絡をして、病院に助けを求めるという傾向にありました。東日本大震災の場合や、台風なんかの被害の時のヒアリングなんかも行っていて、やはり病院頼みというところがすごく強くありました。なので、私たち、いろんな事業所ですね、デイサービスなんか協力し合って、私たちが一時避難で受け入れられれば、体調不良がなければ病院に行かなくてもいいのではないかとということがあって、災害時周産期リエゾンの取り組みをされている宮園先生も「体調不良時のみ、病院を考える」ということで、主治医の先生から、災害時小児呼吸器地域ネットワークに繋がり、その地域ネットワークからリエゾンに繋がって収容先を探すということになっているわけなんです。ただ災害時小児呼吸器地域ネットワークもまだ立ち上がったばかりで、色々な問題があります。先日、このチームと会議をさせていただいて、いろいろ課題も出させていただきました。情報までに皆さんにお伝えしておきます。県北と県南の考えが全然違って、東日本大震災の時には、県北は救急車 10 台くらいが一気に県立こども病院に行って、ほぼ皆さん受け入れたみたいです。ただし、県南に関しては筑波大学附属病院が誰かれ受け入れられるかというと、そうでは無いと思います。そうすると、この「主治医に連絡をする」というのはいかがなものか。東日本大震災の時に

は、実際に、筑波大学附属病院では主治医まで電話は繋がらなくて、事務員の方が対応する段階で「避難したい」と言ったら、「ホテルはどうだろう」と勧められたりしています。そのあたりで筑波大学附属病院に、「避難したい」という連絡が入ったときに、組織で対策とか考えられたことってありましたか。

斉藤会長：整理をすると、筑波大学附属病院の受け入れ態勢について、ということですね。

榎園委員：東日本大震災の時に都内の病院へ研修に行っていたこともあって、どういうことをしていたかというのは把握できていないです。基本的には、体調不良のない方を災害時に対応する余力はおそらくないと思います。

岩田委員：院内の中で特別議論をしたということはないです。ただ災害拠点病院であることは事実なので、災害が起きた時に、重傷者、トリアージするというのが病院の役割としてはあるので、状態が安定している方を受け入れるとなると難しい可能性が高い。ただ、福祉避難所等、そういったものも機能してなくて、どこにも行き場がなくて、市の仕組みや公共的なものの中でもどうにもならない事態の時の相談先の1つとしては機能するかもしれないですけど、受け入れできる、できないはその時になってみないと分からないと思います。

成島委員：災害発生時にまず災害のタイプを考えなくてはならないですよ。つくばの方の災害って何が考えられるかなとなった時に、水害はかなり一部の限られた地域で、おそらく一番困るのは大規模停電だなと考えられるんですね。あとは2011年の東日本大震災みたいなもの。あの時につくば市の場合だと、筑波大学附属病院が高度救命で、メディカルセンター病院と筑波記念病院が災害拠点病院だったはずなんですね。ただ災害の救急隊編成とか、そちらの方に人が取られるので、医療的ケア児の対応は、メディカルセンター病院も大学病院も記念病院もそれぞれの能力に応じて、緊急対応は当然どこもしてくれると思います。ただ安定しているのであれば、自宅避難なのか、福祉避難所を選ぶかはともかく、そのコントロールがうまくできていれば、よく言うように、それぞれ自分のところで、3日間は頑張れと。結局病院とかは、どこも体制づくりが始まるので、そこにおそらく医療的ケア児が相談に行っても、なかなかうまく対応できない可能性がある。おそらくそういう時って、もう電話回線がパンクするぐらいいろんなところから電話が入って、大抵は一般電話が使えなくなると思うんですよ。災害発生時は、多分止めますから。そうすると、メールとかラインの方がうまく繋がったという話も聞くとは思いますが。まず体制をきちんと作ってあって、大きな問題が生じていなければ、まずは自宅なり、福祉避難所で態勢を整えて、その中で、例えば電源が失われて、やはり

レスピレーターなり吸引器が使えないから困った時に、さあどうしよう、という時の態勢を考えておくのが一番良いのかなと思います。これを作ること
は大事だと思うんですよ。ただ作っておいて、かつ、実際の有事の際にどのよう
に対応するかは、ある程度、作っておくことが大事だと思います。結局現場
は、病院そのものも被災者なので、この前の能登半島地震の時に、福祉避難所
も機能できなかった。病院も全然駄目だった。結局皆、遠隔避難になったん
ですよ。いわゆる金沢とか、場合によっては県外まで移動せざるをえない状況
になったので。つくばの場合には、そこまでなるかどうかはわかりませんけれ
ど、自力で3日間ぐらい頑張りたい。その間に、問題があれば相談はして
もらおうし、本当に医療的に怪我をしたとか、何かトラブルが起きていればそれ
は緊急対応で良いと思うんですよ。つくば市医師会としてはそういうふう
に考えています。

斉藤会長：ありがとうございます。よろしいですか。

井坂委員：どんぐりの家の井坂です。この「災害時連携シート」の「シートの
使い方」の文章を考える時に、市の担当者から相談を受けました。私は「大
きな病院の場合は体調不良時の時に対応する、というコメントを入れておいた
方がいかもしれないですよ」というふうに伝えさえてもらったのですが、こ
こにあえて「主治医」と入れるのが良いのかどうかということを、今改めて悩
んでしまったんですよ。県北は、ほぼ訪問診療医がいらない。県南は訪問診療
医をどんどん勧めているんですよ。ですので、主治医が病院じゃなく、訪問診
療であれば、訪問医に相談すれば何とかしてくれるのか、と解釈されるかなと。
今話を受けてこの文言を皆さんはどう思いますか。

斉藤会長：そうすると井坂さんの案は入れた方がいいと思ったけど、これを入
れないという案ですか。

井坂委員：病院側の皆さんがどう思うかを伺いたいです。

成島委員：基本的には今回つくば市の医療的ケア児なので、つくばの状況で考
えれば良いと思うので。県内でも、地域によって全然違います。県央とか県北
とか鹿行とかでは、また全然状況が違います。つくば市の場合は、井坂さん
の言ったように、訪問診療の専門診療所も充実していますし、場合によっては
そういったところとの連携を図る方がフットワーク良く対応できると思います。
そのあたりはやはりつくば市のモデルで考えるのが良いと思うので、そこに
ある資源をうまく使うってことは言い切って良いのだと思います。つくばの
モデルが全部どこでも通じるわけではないのは、もうはっきりしていますから。
あくまでつくば市の地域の医療資源、介護資源をうまく利用して構築すれば良

いのではないかと思います。

斉藤会長：他よろしいですか。

岩田委員：この文言をなぜ入れられたかという目的にもよるかと思うのですが、この一文を入れることで、実際の親御さん達が自助に備えるという心づもりになる、というメッセージ性があるのであれば、入れておくのも1つかなと思います。

榎園委員：筑波大小児科の榎園です。私は特にあまり違和感を感じませんでした。

斉藤会長：入れておいた方が良いのだと思います。入れておくことでファーストコンタクトの先を明確にした方が、混乱時は大変にならないと思うので。その後、多分連携できますよね。3日間とはとにかく混乱するので、情報を集めなければならない。混乱前提の、混乱ありきの形で、混乱を減らすための方法と考えておいた方が良いと思います。ここを明確にしておいた方が混乱しないような気がしますけれどね。

根本委員：かけはしねっとの根本です。親の立場で、ということになりますけれど、例えばスマホの充電が切れてしまったとか、必要なところと連絡しなければいけない時に、スマホの中に電話帳の機能は入っていると思うので、私自身、自宅の番号さえも危ういくらいの記憶力になっている。なので、このように目に見えて、ここに1枚連絡先がわかるといったものがあると、落ち着いていられるかなと思います。関係する各所の立ち位置で書いていただくというのは、良いのかなと思いました。

成島委員：そもそもなんですが、この「災害時連携シート」は誰がどこで責任をもって管理するのですかね。今もお話が出たように、おそらく家族も持っていたい、行政も持っていたいとなると思うんですよね。更新しなくてはならないと思うんですけど、アップデートしないとまずいので、そのあたりはどういうふうに保管というか管理はどうするのか。ただ、結構な個人情報が入っているので、そのあたりをきっちり考えなきゃならないと思います。これって、例えば、前につくば市なんかでも、リビングウィルじゃないけど、結局全然役に立たないと、いざ救急車で運ばれた時には全然一緒に動いてなくて、その人のリビングウィルは全然確認できなかったと、そういうことも今までもあります。だからそういう意味では、こういうものを保管と実際の運用の時に、どういうふうに移動できるのかというのは大事になると思うので、そのあたりをきちんと仮定、構築しておかないと、良いものを作っても結局それが実際に生きてこ

ない可能性がありますその辺りを検討しておいてください。

事務局（障害福祉課）：御意見ありがとうございます。一応現段階での運用方法として、書いてもらった連携シートを行政が回収したり管理する予定は無く、あくまで自助というところで、関係機関と御本人たちが共有しておいて、今関係している人たちの間で、活用できるようなものという立ち位置で考えて作成させていただいております。

斉藤会長：検討課題にしましょうか。アップデートも含めて、検討課題として残しておいてください。あると本人も助かると思うんですよね。多分医療者のところに情報が入るころには行政も入るので、何かあったら必ず繋がると思いますので。情報の管理ですね。

篠崎委員：サポートプラザつくばの篠崎です。おそらく先ほどの管理とかも含めると、左上の方、相談支援事業所が一番上のほうにあるので、本来計画を立てるのに必ず関わってくるので、その計画と同時進行位のペースで災害時のことも一緒に考えていく必要性はあるのかなと思います。一番はそこで家族の方と相談員との方でこの情報を共有していくというのが良いのではないかなと思います。そうするとアップデートも含めてできるのではないかなと思います。まずはこれを浸透させていくというところが1つ、相談支援事業所の務めでもあるのかなというふうに考えています。

事務局（岡田課長）：行政としては、同様のものとして、要支援者名簿の方を管理して行っていますというところです。

斉藤会長：承知しました。ちょっとまた、整理しましょうか。

斉藤会長：それでは所定のお時間が来ました。次の議事に移りたいと思います。議事3）つくば市の医療的ケア児に関する現状についてまず事務局障害福祉課より、「つくば市医療的ケア児相談窓口の現状について」よろしくお願いいたします。

事務局（障害福祉課）：障害福祉課よりお伝えさせていただきます。お手元に配布してございます資料の、パワーポイントのスライドが1ページに4枚貼り付けてあるものを御覧いただきながら、見ていただければと思います。つくば市医療的ケア児等相談窓口の取り組みについて、お伝えさせていただきます。スライド2枚目、つくば市の人口についてです。つくば市の総人口は年々増えており、年齢別人口割合を見ますと、60歳以上の割合が全国値と比較すると10ポイント低く、子どもと若い世代の割合、65から64歳の割合が多いことがわ

かります。また面積が県内で4番目に広く、人口分布は地域により差があるというような特徴がございます。年間出生数は令和5年度に2094人というふうに出ております。次にスライド3枚目に移ります。つくば市の医療的ケア児を取り巻く市内の社会資源になります。強みとしては、筑波大学附属病院があり、多くの医療的ケア児の主治医となる先生がこちらに在籍されていることと、小児科を掲げて開業されている病院が41もあることが挙げられると思います。また公立の幼稚園や保育園がない自治体もあると思うのですが、つくば市はそれらがありまして、医療的ケア児の受け入れをそれぞれで実施しております。県立つくば特別支援学校があることも、つくば市の地域の強みであると思います。また、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れている通所事業所が複数あることも強みであると思います。スライド4枚目、医療的ケア児と相談窓口のこれまでの歩みについてお伝えさせていただきます。当窓口は、令和3年3月に開設をしました。つくば市本庁舎の福祉部障害福祉課内でございます。現在本事業を担当している職員は2名で、言語聴覚士と保健師で、いずれも他の業務と兼務させていただいておりますが、この2名以外に、医療的ケア児コーディネーターの県の研修を修了した者が、課内に3名おり、合計で5名在籍しております。現在、市で把握しております医療的ケア児の人数は51名となっております。これまで受けてきた相談件数は、令和3年度から集計しておりまして、それぞれ実延べでこちらに示したようになっております。そんなに増減がすごくあるわけではないですけれども、年間これぐらいの御相談に対応させていただいております。スライド5ページ目になります。医療的ケア児相談窓口開設までの道のりをお伝えさせていただきます。令和3年3月に相談窓口を開設する前に、令和2年4月から窓口のための人員を配置し、準備が始まりました。同年4月、5月に医療的ケア児・者の実数把握を行い、その後「災害時ガイドブック」、「災害時対応ノート」の作成に取り組みました。こちらの内容については、後程お伝えさせていただきます。この年は、新型コロナウイルスが蔓延し始めた頃でして、マスクや衛生用消耗品が手に入りにくくなった時期でありました。

そのため、この1年間の間に年3回、市と国から医療的ケアが必要な方へ衛生用消耗品を配布するという機会がありました。これらの準備期間を経て、令和3年3月に相談窓口を開設しました。本窓口開設にあたり、関係機関への周知に力を入れました。広報つくばへの掲載のほか、プレスリリースを行ったり、近隣の病院、訪問看護ステーションさんへは直接、御挨拶をさせていただく機会をいただきました。

また、ちょうど医療的ケアと家族に関する法律施行の半年ぐらい前の時期であったため、各種メディア、テレビやラジオ、新聞などに取り上げていただく機会をいただきました。スライド6枚目に移ります。医療的ケア児相談窓口の実数把握について、以前もお伝えさせていただいたかとは思いますが、今年度からの委員の方もいらっしゃいますので、改めてお伝えさせていただきます。初

年度に実数把握のために行ったことは、コロナの影響で消毒液などが手に入りにくくなった際に、医療的ケアがある方の生活の困りごと調査を課として実施しました。対象は、四角の枠で囲った方々で、身体障害者手帳の呼吸器1級をお持ちの方、難病で障害者日常生活用具の給付歴がある方、障害児通所支援事業所で医療的ケアを受け入れられる事業所に通われている方、保健センターから医療的ケアがあるという情報が得られた方に対して一斉通知を送付し、電子申請や紙面、電話で回答をいただきました。その回答をもとに医療的ケア児・者名簿を課で作成しまして、希望者に市独自で手指用消毒アルコール液を配布したのが、実数把握の始まりになります。スライド7枚目に移ります。相談窓口開設時には、チラシを作成して、病院や関係機関などにお配りしました。翌年からは、庁舎の窓口の障害福祉課という課名の横に「医療的ケア児相談窓口」という御案内もつけられるようになりました。次に医療的ケア児向けの「災害時ガイドブック」、「災害時対応ノート」の作成の経緯についてお伝えさせていただきます。「災害時ガイドブック」、「災害時対応ノート」を作成する際は、まず課内で案を作成しました。この際、他の自治体や団体が先行して作成したものが多数ありましたので、そちらを参考にさせていただきました。特に関西、東北、北海道など過去に大きな災害を経験している地域の自治体や病院で、すでに同じような趣旨の物を作っているところがありました。ただ当時は「医療的ケア」という文言で出しているところよりは、「人工呼吸器を使っている方々へ」というようなものや、「停電に備えて」というような題名のものが多かったように記憶しております。これらを参考にしながら、庁内では危機管理課と内容の確認をし、庁外では、当事者団体の代表の方、児童発達支援事業所の看護師さんに御意見をいただいたり、配電会社であります東京パワーグリットの方にも御意見をいただき、ほぼ形になった状態で筑波大学附属病院の小児科の医師の方にも内容を見ていただき、御意見をいただいて、完成まで持っていくというような流れになります。以上が開設の準備段階のお話になります。スライド9番に移ります。実際に窓口が開設して、活動内容をお伝えさせていただきます。現在の医療的ケア児相談窓口の活動内容は大きく5つございます。

1つが医療的ケア児の把握。これは常に行っております。2つ目、つくば市災害医療的ケア用品保管事業、3つ目が「医療的ケアの必要な方と家族のための災害時対応ノート」、「災害時ガイドブック」の配布、こちらに先ほどの「連携シート」の配布も加わります。4番目が相談に関すること、最後に5番目が、本日実施しております協議の場の設置となっております。1つずつお伝えさせていただきます。スライド10枚目に移ります。まず医療的ケア児の把握についてです。スライド上部の四角で囲われた部分が先ほどお伝えしました、初年度に窓口準備段階で把握した方々です。その方々の名簿をベースに、下の四角で囲まれている方々を随時把握していくことを現在行っております。どんな方々かといいますと、障害者手帳を交付する際、病院から退院する際、転入されて

くる際、保健センターから情報が来た際、保育園の入所の希望の相談があった際、同じく就学の相談があった際、「災害時ガイドブック」「災害時対応ノート」を窓口でお渡しする際、最後に避難行動要支援者名簿、こちらは社会福祉課で管轄しておりますが、こちらの名簿の中に医療的ケアが必要かどうかのチェック項目を設けておりますので、それで把握する場合もございます。医療的ケア児を把握している効果としましては、国や県からのお知らせがあった時に、漏れなくすぐにできるということがございます。また台風が近づいてきた際などに、電話かけリストを部内で作成する際、医療的ケア児・者の名簿を「要支援者名簿」と付け合わせてリスト化することもできるようになっております。これらの方法で把握は常に注意を向けていますが、中々把握しにくい医療的ケア児・者の方もいらっしゃいます。例えば障害者手帳をお持ちじゃない方や、いろいろなサービスを必要としていない方、などが中々把握しにくい方々で、後で御説明に入ってくるのですが、大きくなって、保育園とか幼稚園とかに入りたいという御相談で、成長してから把握する機会になることがございます。また令和6年度、特別支援学校のPTAの方々と校長先生が御一緒に、災害のことについて、危機管理課と障害福祉課に現状を知りたいということでお互いにお話ができる機会をいただきまして、その際に、学校さんの方が名簿を作ってきてくださったんですね、こういう子たちが今学校にいて医療的ケアが必要ですという名簿です。その中に市で把握できていない方もいらっしゃったので、学校と名簿に記載されている保護者さんの同意を得た上で、市から通知を送らせていただき、新たに医療的ケア児を把握する機会をいただき大変助かりました。ありがとうございました。把握の方法は以上になりまして、次はスライドの11ページですね、物品の保管事業についてお伝えさせていただきます。「つくば市災害時医療的ケア用品保管事業」というものを実施しております。こちらは日常の医療的ケアに使用するものを1日分程度、市でお預かりし、有事の際に可能な限り、御自宅や避難先へお届けするという事業になります。お預かりする際には、蓋のできる袋に入れてお預かりしております。具体的には、100円ショップなどに売っているような保冷バッグや、大きめのビニールの中着に入れて、皆様預けていただいております。お預かりの期限は1年間なのですが、栄養剤などのように消費期限のあるものは期限前であっても入れ替えていただいております。薬や機材はお預かりしていません。現在お預かりしているのは、4名分になっております。次に役割3つ目の「災害時対応ノート、ガイドブック」についてお伝えさせていただきます。作成過程は先ほどお伝えした通りで、つくば市のオリジナルのものを作成して、配布しております。窓口で配布する他、市のホームページからもダウンロード可能です。また、初めて家庭訪問するお宅には必ずお持ちして、一緒に中身を確認していただいたりしております。ガイドブックには自助の力を発揮するための情報が書かれている読み物になっております。ノートは、避難の計画、普段のケアの内容、生活の様子、災害時の電源確保の方法などを、お1人お1人の状況がわかるよう記載してお

くものになっております。13 ページに移ります。この災害時対応ノート、ガイドブックを直接お渡しできる場合に必ずお伝えしているページがございます。それが災害時ノートの8 ページになります。こちらは、医療的ケアが必要な方それぞれの使用する機器の電源が、どれぐらいの時間稼働できるかというものを事前に記入しておくページです。バッテリーが満タンであればどれくらいもつということや、そもそもバッテリーが無いのかどうかということを入力しておきます。記載しておくことで、停電時に、あとどれぐらい電源が持つのか、ということをお慌てずに把握することができます。次にスライド 14 ページ目の相談についてお伝えさせていただきます。まず相談を受けるタイミングについてです。相談窓口でのタイミングは初めて退院するときに、病院のソーシャルワーカーさんから市に御連絡をいただき、退院カンファレンスに参加させていただいたり、保健センターの家庭訪問に同行させていただいたりしております。他自治体からの転入時、こちらも自治体間のやりとりを経て御本人家族と繋がり、つくば市でどのような支援が必要で、どのようなものを御案内できるかというのを、丁寧にお伝えすることをしております。

3 つ目が、幼稚園や保育園の入園前に、医療的ケアを持ちながら入園を希望する際、相談窓口となり、必要な課にお繋ぎします。また逆に幼児保育課や教育の方に先に繋がったお子さんについて、後からこちらが情報をいただく場合もございます。この中で病院さんからのお声掛けをいただくケースというのは、おそらく病院さんの方で色々考えてくださっていて、呼吸器をつけて退院されるなど、重症のケースの方が多いように感じております。自治体としての役割は、災害に関する御案内ですとか相談支援員さんが見つからないときに、病院のケースワーカーさんから相談をしていただく、ということをしております。保健センターと家庭訪問に同行する場合というのは、退院するのが0 歳から1 歳の間で、0 歳児で赤ちゃん訪問というのを保健センターから必ず行くのですが、それに一緒に行かせていただいて、ヘルスの部門と福祉の部門でそれぞれの役割を同じ場で共有しながら、お伝えすることができて、保護者にとってもメリットがあるかなと思います。あとは転入時のお問い合わせについてですが、こちらは自治体によってサービスや制度、地域特性、例えば移動手段から何か異なりますので、今住んでいるところでどんな生活をしていて、それがつくば市に来たらどうなりそうか、いうところを丁寧に聞き取っておつなぎしていく必要性を感じております。次に相談②の誰と相談するかというところで、相談窓口開設の準備をしている段階では、保護者からの問い合わせを個人的にはイメージしていたのですが、実際に窓口を開設すると保護者以外に、庁外の関係機関、庁内の関係課とやりとりすることもすごく多く、医療的ケアに関して、どこの課に繋がれば良いのかがわかりやすくなったという点がよかったと思っております。最後相談③のどうやってというところですが、これは電話相談で終わることもあれば、家庭訪問をさせていただいたり、来庁していただいたり、方法はその御家族の状況に合わせて、いろいろになります。なかなか来庁され

るのが難しい御家庭の方が多いと思うので、今は初めてお会いするのは家庭訪問が多いかなと思います。4番、庁内での連携についてお伝えさせていただきます。特に入園入学に関する相談の場合は、障害福祉課の他、今日事務局として出席しております特別支援教育推進室、幼児保育課、この3課での連携がとても重要になっておりまして、協議会が出来て3年が過ぎておりますので、お互い顔の見える関係ができておりまして、随時連携できていると感じております。相談に関しては以上になります。最後に5番目の協議の場の設置についてお伝えさせていただきます。つくば市医療的ケア児支援体制協議会が令和4年6月に設置され、それから年2回開催させていただいております。事務局はつくば市障害福祉課で行っておりまして、庁内で特別支援教育推進室、幼児保育課の3課で行っております。委員の皆様の所属ですけれども、自立支援協議会、子ども部会の委員の方々から、医療的ケアに関連のある部署の方々や、教育関係の方々、病院関係の方々に委員を担っていただいております。いつも御協力的ありがとうございます。協議の場の設置2のこれまでの内容は、先ほどお伝えさせていただいたので省略させていただきます。スライドをとばして22ページ、現状と今後のことになります。現状としては、今お伝えしたような取り組みを継続して行っていくことと、医療的ケア児の母数が何百人もいらっしゃるわけではないので、相談内容を蓄積していきまして、より充実した相談体制を作っていければと考えております。今後としましては、災害時対応ノート、ガイドブックを作成してから3年経ちましたので、中身の見直しをしていければと思っております。

あとは地域課題の把握ですね、こちらは体制協議会の内容も踏まえながら、行っていくことを考えております。あとは他機関や他の自治体との連携も必要であると考えております。以上が市障害福祉課で行っております「医療的ケア児相談窓口の取り組みについて」になります。ありがとうございました。

斉藤会長：ありがとうございました。大変多くの情報でございますが、ただいまの内容につきまして御質問あるいは御確認等ございますでしょうか。

根本委員：かけはしねっとの根本です。スライドのページだと1ページ、4枚目の医療的ケア児の把握数というところですが、これは児童だけですか。そこから大人になられた者の部分はいかがでしょうか。

事務局（障害福祉課）：こちら51名は児童の人数です。者も同じ名簿に記載し、人数を把握しておりまして、同日6月5日時点で者は43名となっております。

根本委員：ありがとうございます。

斉藤会長：榎園先生、お願いします。

榎園委員：筑波大小児科の榎園です。医療的ケア児の数に関してですが、筑波大で定期的にフォローしている医療的ケア児の数、正確には把握してないのですが 100 から 200 人の間くらいなので、つくば市で把握している人数は意外と少ないのだなと思っています。つくば以外からきていらっしゃる方もそれなりにいるからなのだろうなと思うんですけども。51 名の方のかかりつけの病院は筑波大学附属病院が何割くらいで、ほかの病院とか例えば、学園病院さんとか筑波メディカルセンター病院さんとか、ざっくりとした内訳とかも分かっていますか。

事務局（障害福祉課）：主治医としてというのは、ほとんどが筑波大学附属病院さん、たまに土浦協同病院さんがほとんどですね。

榎園委員：やっぱりそうなりますよね。わかりました。どうもありがとうございました。

事務局（障害福祉課）：市で把握している人数は、子どもと大人を合わせると 90 人ですけど、病院さんでは子どもだけで 100 人くらいなのでしょうか。

榎園委員：筑波大学附属病院ですか。正確な数を把握しているわけじゃないのですが、おそらく 100 人から 200 人の間にいらっしゃるのではないかと思います。

斉藤会長：他いかがですか。そうしましたら、もし何かありましたら最後のほうでお時間があれば、またお話いただきまして、ではここから冒頭で事務局からお話ありましたように、個人情報を含む内容となりますので、誠に申し訳ありませんが傍聴人の方は、一旦、御退出いただきますようお願い申し上げます。非公開部分は 40 分程で終了予定となっており、入室が可能となりましたら事務局でお声かけしていただきます。会議室前付近等でお待ちいただければと思います。

傍聴人退席

3) つくば市の医療的ケア児に関する現状

②保育園・保育所の受け入れ状況

③公立幼稚園・市立小中義務教育学校の受け入れ状況

傍聴人入室

【以下公開部分】

斉藤会長：御協力ありがとうございました。それでは議事の4) つくば市医療的ケア児支援体制協議会の今後の議題について、意見交換を行いたいと思います。

御意見等ありましたら、挙手をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

菅野委員：つくば市社会福祉協議会の菅野です。改めて相談支援専門員として、役割というか、より発揮していかないといけないなというのをひしひしと感じていて、災害時ガイドブックとかこの連携シートも整備されてきて、それをいかに運用していくかというところで、自分たちもうまくアナウンスをしたり、関係機関と連携を深めなきゃいけないかなというふうに思っています。

斉藤会長：ありがとうございました。他ございますか。先ほどの災害時連携シートの管理について、事務局で御検討された上での先ほどの方向性ならそれでいいと思うのですが、個人情報って、例外的なものでは、サイン求めはするけど、必要に応じてはその限りではないような、生命に関わるものとか、公衆衛生的なものにおいてはかなり該当するのではないかなと思っていて、このシートの隅の方に例えば相談支援事業所の相談員の方が、当事者家族にこれはOK というのをチェックするようなのを、役所の皆さんじゃなくて、相談支援事業所の相談員さんがやってくれるって言ったら、この辺、行政的にはリスクは減るんですか。今即答じゃなくて大丈夫です。検討する余地はありますかということです。せっかくなのでそうしたらいいのではないかなと思ったんですけど、私の言っていること伝わりますか。答えはいいんですけど。仕事は増えますが、モニタリングを定期的にやりますからね。

篠崎委員：サポートプラザの篠崎です。その辺の同意が取れていれば、多分我々も情報共有するにあたっても、安心の材料になるかなと思うんですよね。なのでそうしておいていただけると比較的やりやすいかと思います。

斉藤会長：定期的に本人や家族の意向を聞いて、「共有したくない」て言ったらまた外せばいいし。そういうふうにしていくといいかななんて思ったりしたので。

中々ハードルが高い話だとは思いますが、災害時だとか急変とか。義はあるような気はするので、どうなのかなというのを、まあ協議ですね。今病院も色んな書類、同意書とか色んな患者さんで説明いっぱいあるじゃないですか。あれらも結局個人情報の扱いなのですか。そうですよね、きっと。保護者側の、根

本さんのいうと、そういう同意を求めたら、すごいネガティブに取られるような中身ですか。

根本委員：御家族の考え方にもよるかなと思うので、チェックするしないを委ねていただけたら、「全然良いよ」という家もいらっしゃると思います。私自身は良いなと思いますし、色んな方が連絡先を共有していただけた方がスムーズだろうなと思う一方、やっぱり嫌だと思ふ方ももちろんいらっしゃるかと思います。

斉藤会長：家族の意向が分かるだけでも良いですね。

篠崎委員：そうですね。せめてここに載っている関係機関とかだけで情報を共有してもいいですかというだけでも、こっちとしては助かるかなという。そうすると安易にというか、やっぱり情報出していいですか確認しなきゃいけないので。

なので、あくまで例えばそれが無いのであれば、相談支援事業所と家族だけっていうところの共有だけっていうところになる場合もありますし、病院さんとやりとりするので良いですかというのもできるんじゃないのかなと思います。

斉藤会長：というようなことで、また検討いただければと思います。その際に渡す時とかホームページにまた一文入れなきゃいけないんだもんね。

事務局（障害福祉課）：今のお話の中で、市がその用紙自体を受け取るかどうかという部分の個人情報とかに関してなんですけれど、市として把握しているものの中に、社会福祉課で管理している「要支援者名簿」の御説明を以前の協議会させていただいたのですが、要支援者名簿の中に「医療的ケアとか電源が必要ですか」という質問項目がありまして、そこを「ある」にしますと、要支援者名簿の様式とは別の障害福祉課で作成した、医療的ケアに関する主治医ですとか、相談支援事業所がどこ、関係機関、何の医療的ケアをしているか、電源が必要か不要か等を書く様式を記入していただいております。この連携シートの全部の情報は網羅していないんですけれども、似たような、本人に関する医療的ケアの内容と関係機関が記載されているものを市へ提出いただいているというのが前提としてありまして、同様の情報を整理しておく様式の、「自助バージョン」として作成したのが今回の「連携シート」なので、先ほどの回答で、市で管理する予定は無いというのをお伝えしたのは、そういった前提があつてのことではあったんですけれども、現時点では要支援者名簿という、そもそも制度としてあるものを障害福祉課も活用させていただいて、医療的ケアの情報を共有、把握というのはさせていただいております。

斉藤会長：そうすると、今みたいな話が成り立てば、市としては特にそれは妨げる理由はないということでしょうか。

事務局（障害福祉課）：関係機関同士というところ、それは妨げる理由は無いです。

斉藤会長：無いという見解でよろしいってことですか。そういうような方向性になると。僕が知っている限りでは、画期的な話ですけれども。中々できないことがあると。他の市町村とかでそういうのを聞いたことはありますか。無いですね。まさしく自助、互助もそうですけれども。自己責任にもなるし。意識が高まる気もしますけれどもね。ちょっとまた、次の会議までに検討して、篠崎さんが絡んでいるような会議とも関連すると思うので、そっちでも議論していただいて、関係者とあと保護者の方とのすり合わせというか、事前調整をして、次の課題に1つ持って行ってもらってもいいですかね。せっかくだから、アップデートもそれですむような気がするし。市の皆さんのエフォートに少し寄っていくんじゃないかな、まあ、最終的にはですけど。同意を自助、互助の中でもらったらいいのではないかというお話になりつつ、議論をしましたが、相談支援事業所がフォローアップして、市としてはそれを妨げる立場ではない。ちょっと検討いただければと思います。他に何か意見交換、議題ございますか。

根本委員：根本です。先ほど新國さんに説明していただいたスライドの、現状把握したというところから、台風時等の電話連絡、安否確認のための連絡の手段とかリストをどういう形での活用をしているというようなお話をいただいたところで、サポートネットとしてもなんですけれども、今年度、避難訓練みたいな、実際に一時避難所に避難してみようみたいなことをやってみたいということを考えていたところで、それを協議会としてやるのか、市が主導としてやっていただくのか、まだこれからだと思うのですが、実際にそういった訓練といったところはどうかと。

医ケア児を受け入れていただいている学校さんですとか、幼稚園さんとか、その子どもたちが各機関にいる時間帯での日中の訓練っていうのはされているかと思いますが、お家に帰ってきた時に、そこが一時避難所としてなった時に、どういうふうに地域の人たちと共に受け入れるか、みたいなのも含めて、この市の庁舎自体も一般避難所として開設される予定ですね。あとは何年も前になりますが、ちょうど夜中に台風が近づいてくるといった時に、多分このリストなのか把握されている中のツールを使って、市の担当の方から、「ここ（市役所）は補助電源があるし、医ケア児さんの避難所として開設しようと考えている」といった連絡をいただいたことがあって、大丈夫ですかというような安否確認を実際にいただいたこともあったので、それが今現状もできるのか、それとも、市役所に大人数が集まってしまうと、福祉避難所に行ってもらった

方がいいねという流れになるのか、そういった想定だとか、あと「こうなっていたらいいよね」というような想定シミュレーションのもとでの訓練というのはいかがかなと思って、御提案、御相談させていただきたいと思っています。

斉藤会長：御提案、御相談の趣旨は御理解賜りました。その話をする前に、幼稚園とか保育所とかで、それに類似の訓練っていうのは現在、既定のルールというのはあるのですか。在宅ですよ。

根本委員：そうです。受け入れている日中ではなくって、お家へ帰ってからの避難です。

斉藤会長：ないですよ、きっと。自宅の人の訓練というのは、事業所としては無いですよ。厳密にいうと、根本さんの気持ちはよくわかるけれど、この協議会では扱えないような気がしております。議論はしても良いけれど。避難訓練をやるというのは、この協議会の要項から外れるなと思っています。多分別のセクトになるのでしょうか。ここの協議会で避難訓練まではちょっと難しいと思います。気持ちはわかるんですよ。

根本委員：もちろんこのメンバーでということではなくて。

斉藤会長：はい、どうぞ。

根本部長：避難訓練の重要性というのは、私たちも常々感じてはいますので、危機管理課とその辺の協議はさせていただきたいと思うのと、今の根本さんのお話の中で、この市役所本庁舎が医療的ケアが必要な方の避難所になるかというお話ですけれども、ここは自家発電があるので、おそらく、一部、市内で局所的に停電になったという場合に、御自分で自助のところで中々難しいよってなった時には、こちらに来ていただくようなこともできると思うんですけれども、実は、根本さんの御自宅付近が停電になった時に、私が多分、何かで「根本さん大丈夫ですか」ということを連絡させていただいた時のことかなと今お話伺いながら思っていました。ああいった、局所的な時にはそういう対応できると思うんですけれども、市内一帯が停電になった時っていうのは、一概には難しいかなと思っていますので、その辺のところもう少し協議をさせていただきなというふうに思います。

根本委員：ありがとうございます。例えばの想定なので、浸水しそうだというような想定でも大丈夫ですし、地域の一般避難所に行ってみたけれどここじゃ電源がとれない、ということで、そこからの市役所というような流れでもいいのかなと思いますし、また検討、相談させてください。よろしくお願いいたします。

します。

齊藤会長：一応、この協議会から、危機管理課とかそこにこういう話題がでたということだけは伝えていただくということではできるとのことです。かなり色々なところを巻き込まなければいけなくなると思うんですよね。それぐらいしないと意味ないので。相当、力を発揮しないといけないだろうなと思いました。素晴らしい御提案、どうもありがとうございました。他にいかがですか。この機会に。それではその他特になければ、議事進行終了させていただきます。ありがとうございました。それでは事務局にお返ししたいと思います。お願いいたします。

事務局（障害福祉課）：齊藤会長、議事の進行どうもありがとうございました。今年度の協議に関しましては、今回と、もう一度実施したいと思います。次回は12月25日午前中に予定をしております。第2回の詳細についての御案内は、後程改めて御連絡させていただきたいと思っております。では本日は御多忙の中、恐縮ではございますが、今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、本日の駐車券の無料処理化がまだの委員の方がいらっしゃいましたら、お帰りの際、事務局までお声をかけてください。以上をもちまして、令和7年度第1回つくば市医療的ケア児支援体制協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和7年度 第1回 つくば市医療的ケア児支援体制協議会 次第

日 時 令和7年6月25日（水）

10時～12時

場 所 つくば市役所2階 201会議室

1 開会

- 1) 福祉部長挨拶
- 2) 事務局紹介
- 3) 委員紹介
- 4) 会長・副会長の選任

2 議事

- 1) これまでの活動報告
- 2) 災害時連携シートについて（報告）
- 3) つくば市の医療的ケア児に関する現状
 - ①医療的ケア児相談窓口
 - ②保育園・保育所の受け入れ状況
 - ③公立幼稚園・市立小中義務教育学校の受け入れ状況
- 4) 今後の議題について（意見交換）

3 その他

4 閉会

つくば市医療的ケア児支援体制協議会設置要項

(目的)

第1条 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、心身の状況に応じた適切な支援を地域において受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連絡調整、情報交換など支援体制の構築を図ることを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 医療的ケア児に対する分野ごとの課題の整理や情報共有
- (2) 医療的ケア児の支援に係る方策に関すること
- (3) 医療的ケア児の支援に係る関係機関の連携強化に関すること
- (4) 医療的ケア児の支援に係る人材確保、人材育成に関すること
- (5) その他医療的ケア児等の支援に必要な事項

(委員の構成)

第3条 協議会は、つくば市障害者自立支援協議会会員及び医師、その他必要な機関で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から3年以内とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 委員への報酬については、1回6,000円とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第7条 協議会は会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福祉部障害福祉課とする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年6月10日から実施する。

この要項は、令和7年5月20日から実施する

R7年度 つくば市医療的ケア児支援体制協議会 名簿

令和7年(2025年)5月～令和10年(2028年)3月					
No.	区分	所 属	役 職	氏名	備考
1	当事者 団体	かけはしねっと	代表	根本 希美子	
2	事業所	障がい者相談支援事業所 lup SSD	管理責任者	藤井 ひとみ	
3		福祉支援センター さくら	児童発達支援管理 責任者	村上 隆浩	
4		社会福祉法人健誠会サ ポートプラザつくば	管理者	篠崎 純一	
5		つくば市 社会福祉協議会	相談支援専門員	菅野 慎也	
6	医療関 係機関	つくば市医師会	医師	成島 淨	
7		多機能型事業所 どんぐりの家	代表取締役 ・看護師	井坂 美津子	
8		公益社団法人日本理学療 法士協会	会長	斉藤 秀之	
9		茨城県リハビリテーション 専門職協会	地域包括ケア 推進室長	飯島 弥生	
10		筑波大学附属病院 医療連携 患者相談センター	社会福祉士	岩田 直子	
11		筑波大学 医学医療系小児科	医師	榎園 崇	
12	保育・ 教育関 係	つくば市保育所長会	沼田保育所長	青木雅代	
13		市立幼稚園長会	谷田部幼稚園長	植木 純子	
14		つくば市校長会	柳橋小学校長	塚崎 浩子	
15		茨城県立つくば 特別支援学校	地域支援センター	菊地 奈美子	

つくば市医療的ケア児支援体制協議会

これまでの協議会の内容（令和4年度～令和6年度、各年2回実施）

令和4年度

第1回

【議事】

- 1) つくば市の医療的ケア児支援体制図（案）について
- 2) つくば市医療的ケア児支援体制協議会開催要項（案）について
- 3) つくば市教育委員会医療的ケア支援事業実施要項（案）について

第2回

【議事】

- 1) 「（仮称）保育所における医療的ケア児受入ガイドライン」について
- 2) 公立幼稚園入園児の進捗状況について

令和5年度

第1回

【報告】

- 1) 公立幼稚園・市立小学校における医療的ケア児の受け入れ進捗状況
- 2) 公立保育所における医療的ケア児受け入れガイドラインについて

【議事】

- 1) 井坂委員より「保育現場での医療的ケア児支援」について
- 2) つくば市の医療的ケア児支援の現状と課題、今後の協議内容について

第2回

【報告】

- 1) 「つくば市の医療的ケア児支援の現状と課題、今後の協議内容について」の御意見と市回答（現状等）について

【議事】

- 1) 「災害時小児周産期リエゾンと連携した医療的ケア児の災害支援ネットワークの構築」について（宮園委員より）
- 2) 意見交換（医療的ケア児・者の災害対策（自助・共助）について）

令和6年度

第1回

【議事】

- 1) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画について（つくば市社会福祉課）
- 2) 特別支援学校における災害対応・災害対策について（新谷委員より）
- 3) 意見交換 ア 議事1) 2) について,
イ 今後の本協議会で検討したいこと

第2回

【報告】

- 1) 保育所、幼稚園、小学校それぞれの医療的ケア児の受け入れ状況（幼児保育課、特別支援教育推進室）
- 2) 医療的ケア児把握の現状（障害福祉課）

【議事】

- 1) 医療的ケア児をとりまく関係機関の連携について（災害時シミュレーションを軸に）
- 2) 災害時連携シート（案）について意見交換

災害時連携シート

作成日： 年 月 日

災害時、本人とご家族、支援を受けている事業所や関係機関とのスムーズな連絡・連携を行うために情報をまとめたシートです。

名前(本人)		連絡手段
住所 〒 つくば市		☐ 電 話
		☐ メール
		☐ その他
災害準備 していること		

相談支援事業所	
電 話	()
その他の連絡手段	☐ メール ☐ トークアプリ
	担当名
災害時の役割	

学校・園	
電 話	()
その他の連絡手段	☐ メール ☐ トークアプリ
	担当名
災害時の役割	

災害時 状況確認履歴

年 月 日
時 分
時 分
時 分
時 分
時 分
時 分
時 分
時 分
時 分
時 分
時 分

病院1(主治医)	
電 話	()
その他の連絡手段	☐ メール ☐ トークアプリ
	担当名
災害時の役割	

事業所1	
電 話	()
その他の連絡手段	☐ メール ☐ トークアプリ
	担当名
災害時の役割	

病院2(かかりつけ医)	
電 話	
その他の連絡手段	☐ メール ☐ トークアプリ
	担当名
災害時の役割	

事業所2	
電 話	()
その他の連絡手段	☐ メール ☐ トークアプリ
	担当名
災害時の役割	

訪問看護	
電 話	
その他の連絡手段	☐ メール ☐ トークアプリ
	担当名
災害時の役割	

電 話	
その他の連絡手段	☐ メール ☐ トークアプリ
	担当名
災害時の役割	

つくば市役所 障害福祉課	
電 話	029-883-1111 平日8:45-16:30
メール	
預けている物	☐ あり ☐ なし

電 話	()
その他の連絡手段	☐ メール ☐ トークアプリ
災害時の役割	

更新日／記載者
※情報を定期的に更新し、更新日を記載しましょう
年 月 日 (記載者)
年 月 日 (記載者)
年 月 日 (記載者)
年 月 日 (記載者)

【シートの使い方】
●発災した時 災害時における学校や事業所との連絡手段・体制を確保しましょう。発災時、大きな病院は「災害拠点病院」に指定される場合があります、もし主治医が大きな病院の場合、体調不良時のみの対応となる場合があります。発災時と平時の支援内容を違いを把握・確認して記入しておきましょう。
●電源確保が困難な時 東京電力パワーグリッドに事前登録をしておくことで、災害発生時に「発電機」を借りられる場合があります。あらかじめ確認しましょう。
●家の損壊、電気・水道が使えないなど避難が必要な時 事前に避難所の場所や、知人宅等で避難ができる場所を記しておきましょう。

①自宅の損壊がない、②電気・水道が利用できる、③洪水や土砂災害のリスクがない、④本人の体調に変化がない場合、安全確保の上、在宅避難も選択肢の一つです。

記入例

災害時連携シート

作成日:2025年 月 日

災害時、本人とご家族、支援を受けている事業所や関係機関とのスムーズな連絡・連携を行うために情報をまとめたシートです。

名前(本人) つくば たらう



連絡手段

☐電話 080-XXXX-XXXX 【 本人 】 080-XXX-XXXX 【母携帯】

☐メール XXXXXXXX@gmail.com 【 母 】 029-XXXX-XXXX 【母職場】

☐その他 LINE 【 母 】 080-XXXX-XXXX 【父携帯】

住所 〒305-8555 つくば市 研究学園X-X-X
XXXXXXXXマンション X棟 XXX号室災害準備
していること

発電機を所持、東京電力パワーグリッドに登録済み、災害物品が玄関に備えあり（本人分・家族分）

相談支援事業所 XXXXX事業者



電話 029-XXX-XXXX 080-XXX-XXXX()

その他の連絡手段 ☒メール ☒トークアプリ

XXXXXXXXXXXX@gmail.com 担当名

母とLINE ID @tsukubasanso

災害時の役割 必要時サービスの調整

学校・園 XXXX小学校



電話 029-XXX-XXXX 080-XXX-XXXX(担任)

その他の連絡手段 ☒メール ☐トークアプリ

XXXXXXXXXXXX@gmail.com 担当名

災害時の役割 避難所を開設するかも

病院1(主治医) XXXX大学付属病院



電話 029-XXX-XXXX 080-XXX-XXXX()

その他の連絡手段 ☒メール ☐トークアプリ

XXXXXXXXXXXX@gmail.com 担当名

災害時の役割 体調不良時の治療・入院

事業所1 放課後デイサービスE



電話 029-XXX-XXXX 080-XXX-XXXX()

その他の連絡手段 ☒メール ☒トークアプリ

XXXXXXXXXXXX@gmail.com 担当名

母とLINE @tsukubasanso

災害時の役割 電源を借りる相談、物品保管あり

病院2(かかりつけ医) XXXXXクリニック



電話 029-XXX-XXXX 080-XXX-XXXX()

その他の連絡手段 ☒メール ☐トークアプリ

XXXXXXXXXXXX@gmail.com 担当名

災害時の役割 体調不良時の治療・電源の相談

事業所2 放課後デイサービスF



電話 029-XXX-XXXX 080-XXX-XXXX()

その他の連絡手段 ☒メール ☒トークアプリ

XXXXXXXXXXXX@gmail.com 担当名

母とLINE @tsukubasanso

災害時の役割 電源を借りる相談、物品保管あり

訪問看護 訪問看護ステーションG



電話 029-XXX-XXXX 080-XXX-XXXX

その他の連絡手段 ☒メール ☐トークアプリ

XXXXXXXXXXXX@gmail.com 担当名

災害時の役割 体調不良時の相談

祖父母宅 つくば はなこ

電話 029-XXX-XXXX 080-XXX-XXXX(祖母)

その他の連絡手段 ☒メール ☒トークアプリ

XXXXXXXXXXXX@gmail.com 担当名

父母、祖父母のLINEグループあり

災害時の役割 自宅停電時、避難させてもらえる

つくば市役所 障害福祉課



電話 029-883-1111 平日8:45-16:30

メール XXXXXXXXXXX@city.tsukuba.lg.jp

預けている物 ☒あり ☐なし

栄養剤、チューブ、呼吸器の回路予備

酸素の業者 つくば酸素サービス

電話 029-XXX-XXXX 080-XXX-XXXX()

その他の連絡手段 ☐メール ☐トークアプリ

災害時の役割 酸素ボンベを納品してくれる

災害時 状況確認履歴

2025年 X月 XX日

事業所記載例

16時00分 地震発生
保護者へお迎えの連絡
父か母が1時間以内に到着予定16時55分 父により引き取り完了。
自宅に酸素ボンベの予備あること確認済み

時 分

本人記載例

18時00分 自宅で停電
東京電力パワーグリッドに連絡
バッテリー残量あと3時間18時20分
復電

時 分

時 分

時 分

時 分

時 分

時 分

更新日/記載者

※情報を定期的に更新し、更新日を記載しましょう

2025年 9月 10日(記載者 父)

年 月 日(記載者)

年 月 日(記載者)

年 月 日(記載者)

【シートの使い方】

●発災した時

災害時における学校や事業所との連絡手段・体制を確保しましょう。発災時、大きな病院は「災害拠点病院」に指定される場合があります、もし主治医が大きな病院の場合、体調不良時のみの対応となる場合があります。発災時と平時の支援内容を違いを把握・確認して記入しておきましょう。

●電源確保が困難な時

東京電力パワーグリッドに事前登録をしておくことで、災害発生時に「発電機」を借りられる場合があります。あらかじめ確認しましょう。

●家の損壊、電気・水道が使えないなど避難が必要な時
事前に避難所の場所や、知人宅等で避難ができる場所を記しておきましょう。

①自宅の損壊がない、②電気・水道が利用できる、③洪水や土砂災害のリスクがない、④本人の体調に変化がない場合、安全確保の上、在宅避難も選択肢の一つです。

つくば市

「医療的ケア児等相談窓口」

の取り組みについて

令和7年6月25日

つくば市医療的ケア児支援体制協議会

(つくば市障害福祉課)



つくば市の概要

- 総人口（つくば市行政区別人口 令和7年5月1日現在）
260,404人

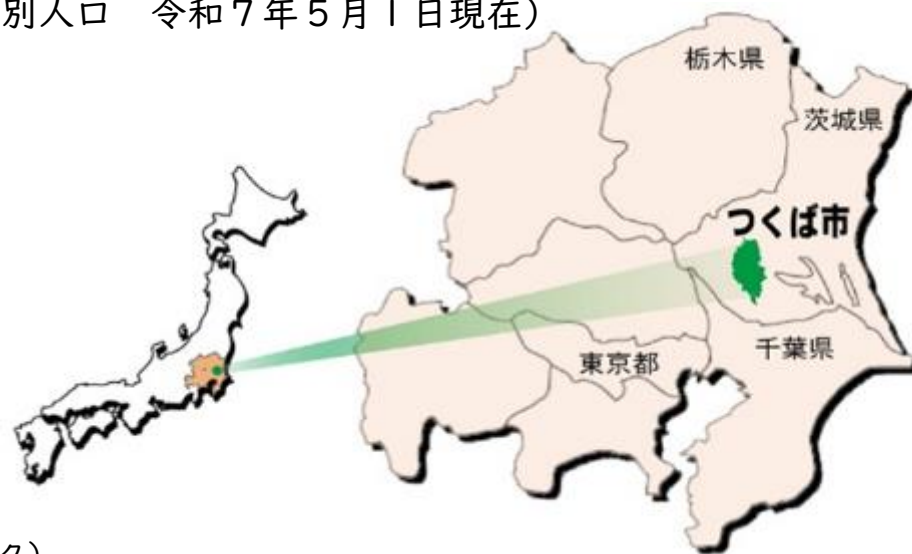
- 年齢別人口割合（つくば市行政区別人口 令和7年5月1日現在）

年齢	割合
15歳未満	15.2%（11.2%）
15～64歳	65.5%（59.6%）
65歳以上	19.3%（29.3%）

（ ）内は国数値（総務省統計局 2024年10月1日現在）

- 年間出生数（茨城統計情報ネットワーク）

2,094人（令和5年）



つくば市の社会資源



筑波大学附属病院
つくば市医師会（小児科41）



幼稚園（公立13、私立5）
保育園（公立19、私立保育園62、
小規模保育園28、認定こども園9）



保健センター 3



通所57（重心7、医ケア4（重心と重複4）、応相談6）
相談支援24（児童対応22）



市立小学校33、市立中学校14、
市立義務教育学校4
県立つくば特別支援学校1



医療的ケア児等相談窓口

令和3年3月に開設 市本庁の福祉部障害福祉課内

担当 2名 ST、保健師。いずれも他業務と兼務

(医療的ケア児コーディネーター研修修了者は課内に合計5名在籍)

医療的ケア児の把握数 51名 (令和7年6月5日現在)

相談件数 (実/延)

令和3年度 (12/14)

令和4年度 (10/26)

令和5年度 (19/34)

令和6年度 (15/36)

医療的ケア児等相談窓口開設まで

令和2年4月
課内に担当者を配置

4月～5月
実数把握

災害時ガイド
ブック・ノート
の作成

令和3年3月
相談窓口開設

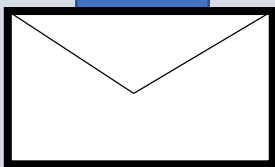
新型コロナ対応
衛生用消耗品配布・周知
(市独自1回(4月)、国2回(8月、12月))

- 関連する庁内外への周知
- ・市報に掲載
 - ・外部メディアにプレスリリース
 - ・近隣病院・訪問看護ステーションへ挨拶廻り
 - ・相談支援事業所へ通知

医療的ケア児等相談窓口開設まで 実数把握

令和2年度 4 月 コロナ流行による影響調査を実施

対象となりうる方へ調査書を送付



身体障害者手帳呼吸器Ⅰ級
難病で障害者日常生活用具給付歴有
障害児通所支援事業所利用者（医療的ケア児受入可の事業所）
保健センターからの情報

電子申請、紙面、電話で回答

医療的ケア児・者名簿を作成
在宅で医療的ケアを必要とする方に、手指消毒用アルコールを配布

医療的ケア児等相談窓口

つくば市医療的ケア児等相談窓口 ご案内

つくば市では「医療的ケア児等コーディネーター」を配置しています。
ご自宅で何らかの医療的ケアを行っているお子様とご家族が、生活
する上で必要な各種サービスの紹介やご相談に応じています。



就園・就学などライフステージの変化の際に、必要な支援をスムーズに受けられるようお手伝いや、災害に備えた医療的ケア用品の保管、「医療的ケアの必要な方と家族のための災害時対応ノート」作成のサポートもいたします。相談等をご希望の方は、下記連絡先へお問い合わせください。

つくば市災害時医療的ケア用品保管事業
医療的ケアを目的に必要としている方を対象に、医療的ケア用品の保管場所を指定してお預かりし、可能な限り、災害時に可能な限り市内避難所等までお届ける事業です。

医療的ケアの必要な方と家族のための 災害時対応ノート

災害時の備えとして、書得必要としている医療的ケアの内容や、災害が起こった際の避難の計画、電源の確保方法等を記入し、いざという時に役立てていただくものです。

災害時対応ガイドブック

災害時に「自助」の力を発揮するためのシートを掲載しています。災害時対応ノート作成のご参考にしてください。



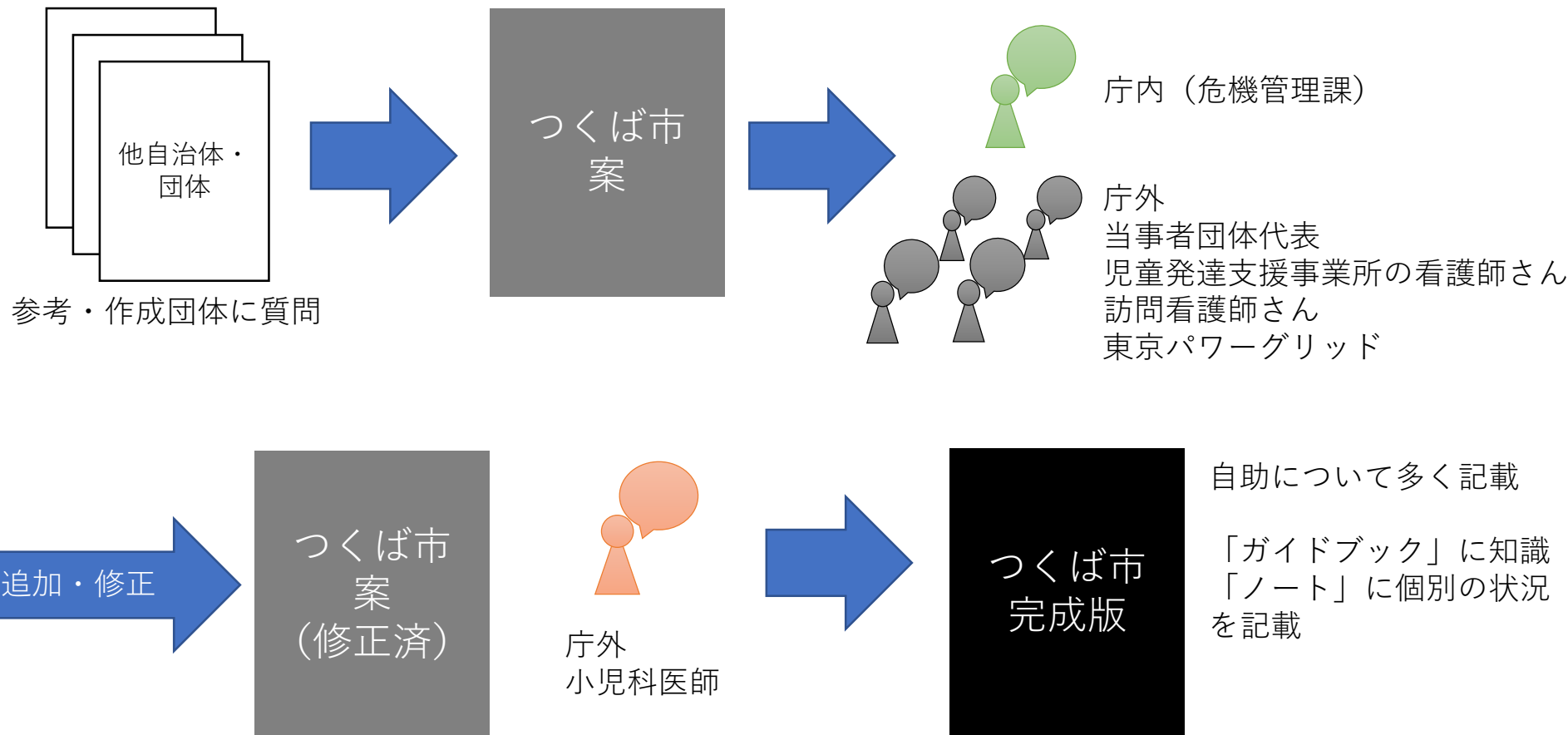
記入の仕方などお役立ち情報が
ありまします。ご確認ください。



【問い合わせ先】つくば市 保健福祉部 障害福祉課 福祉連携係 ☎029-883-1111（代表）



医療的ケア児等相談窓口開設まで 災害時ガイドブック・ノート作成





活動内容

1. 医療的ケア児の把握
2. つくば市災害時医療的ケア用品保管事業
3. 「医療的ケアの必要な方と家族のための災害時対応ノート」・「災害時ガイドブック」の配布
4. 相談
5. 協議の場の設置



Ⅰ. 医療的ケア児の把握

- ・ 令和2年度（コロナ流行による影響調査・アルコール配布）
対象となりうる方へ一斉通知し、回答をいただいた。

身体障害者手帳呼吸器Ⅰ級
難病で障害者日生具給付歴有
障害児通所支援事業所利用者（医療的ケア児受入可の事業所）
保健センターからの情報

現在

- ・ 身体障害者手帳交付時
- ・ 病院からの退院時
- ・ 転入時
- ・ 保健センターからの情報
- ・ 保育園の入所相談時
- ・ 就学相談時
- ・ 災害時ガイドブック・ノート配布時
- ・ 避難行動要支援者名簿の登録時 等

-

[illegible]

3. 「医療的ケアの必要な方と家族のための災害 時対応ノート」・「災害時ガイドブック」

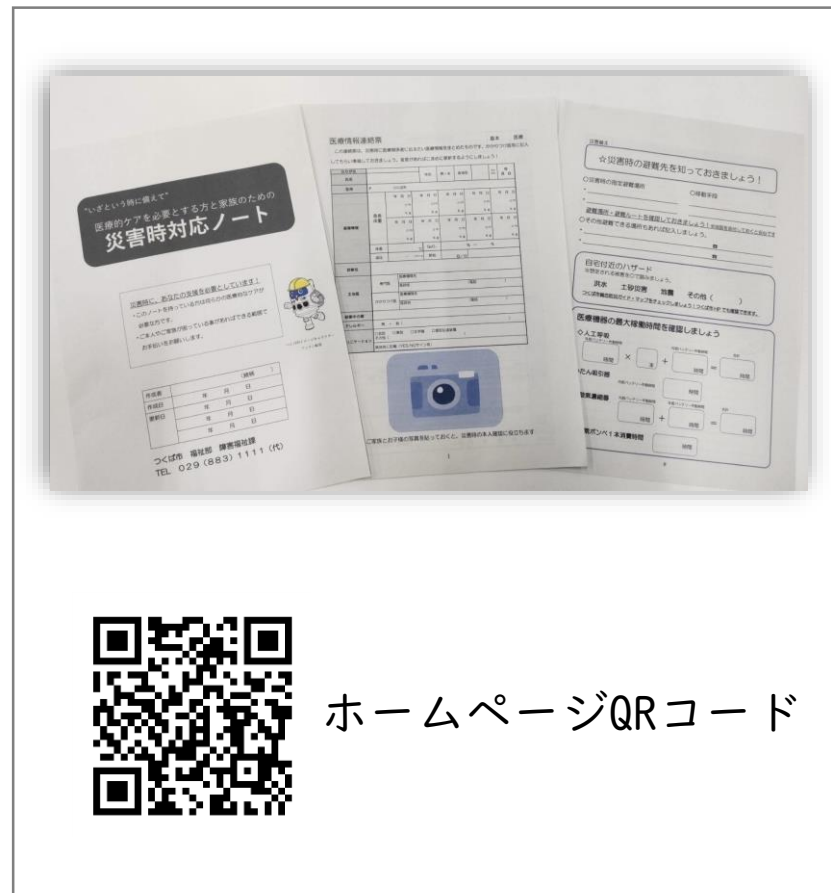
- ・つくば市オリジナル様式を作成
- ・窓口配布
(令和3年3月～令和7年3月までに28冊配布)
- ・市ホームページからDL可能

ガイドブック：

自助の力を発揮するための情報等

ノート：

避難の計画、普段のケアの内容、生活の様子、災害時の電源確保方法など、おひとりおひとりの状況がわかるように記載するもの



ホームページQRコード

3. 「医療的ケアの必要な方と家族のための災害 時対応ノート」・「災害時ガイドブック」

「医療的ケアの必要な方と家族のための災害時対応ノート」のP8

使用している医療機器の稼働時間の計算。必ず行ってほしいとお伝えしている。

災害備え

☆災害時の避難先を知っておきましょう！

医療機器の最大稼働時間を確認しましょう

◇人工呼吸

外部バッテリー作動時間

$$\boxed{\text{時間}} \times \boxed{\text{本}} + \boxed{\text{時間}} = \boxed{\text{時間}}$$

内部バッテリー作動時間

合計

◇たん吸引器

内部バッテリー作動時間

$$\boxed{\text{時間}}$$

◇酸素濃縮器

内部バッテリー作動時間

外部バッテリー作動時間

合計

$$\boxed{\text{時間}} + \boxed{\text{時間}} = \boxed{\text{時間}}$$

◇酸素ボンベ1本消費時間

$$\boxed{\text{時間}}$$



4. 相談① ~いつどんなとき~

相談を受けるタイミング

初めての退院時

病院SWさんからご連絡いただき、退院時カンファレンスに参加
保健センターの家庭訪問に同席

他自治体からの転入時

自治体間のやりとりを経て、本人家族と繋がる

幼稚園や保育園への入園前

医療的ケアを持ちながら入園を希望する際



4. 相談② ～誰と～

本人保護者

制度・サービス（療育など）

保育園や幼稚園の入所、小学校入学

出産、育児全般

庁外の関係機関

病院のMSW

保育園

庁内の関係課

保健センター

幼児保育課

教育局（特別支援教育推進室）



4. 相談③ ～どうやって～

電話相談 まずは電話でつながること多い

家庭訪問 必要時、保健センターと同行訪問をすることも有

来庁 入園の相談や、転入者は、電話で聞き取り後、来庁いただき、関係課と一緒に面談すること多い



4. 相談④ 庁内での連携

・ 庁内の他部署

保健センター

特別支援教育推進室

(市立幼稚園・市立小中学校)

幼児保育課 (市立・私立保育所)

就園・就学の希望の相談を受けた場合は、部署を超えてケース連絡を行う

5. 協議の場の設置①

つくば市医療的ケア児支援体制協議会

令和4年6月に設置

年度2回開催（つくば市医療的ケア児支援体制協議会設置要項）

事務局：つくば市障害福祉課

庁内での参加部署：特別支援教育推進室、幼児保育課

委員：自立支援協議会のこども部会の委員の中で、医療的ケア児に関連のある所属の方（当事者団体、相談支援事業所、児童発達支援事業所、リハビリテーション協会等）

保育所、幼稚園、学校関係の市立幼稚園長会、市立校長会、市医師会、小児科医、病院のMSW



5. 協議の場の設置②

実施内容（令和4年度）

1回目 市立幼稚園での受け入れガイドライン

➡ 主管課でガイドライン制定し、市立幼稚園での受け入れを実施

2回目 市立保育所での受け入れガイドライン
市立幼稚園の進捗状況報告

➡ 主管課でガイドライン制定し、市立保育所での受け入れ相談を開始



5. 協議の場の設置④

実施内容（令和5年度）

1 回目

- ・ 市立幼稚園・市立保育所での進捗状況報告
- ・ 講義「医療的ケア児の保育の実際」
（協議会委員で、市内の児童発達支援事業所の看護師さんに講師を依頼）
- ・ 今後の協議内容について意見交換

2 回目

- ・ 前回の意見交換についての市回答
- ・ 講義「災害時小児周産期リエゾンと連携した医療的ケア児の災害支援ネットワークの構築」
（協議会委員で、本内容について調査研究を行っている医師に講師を依頼）



5. 協議の場の設置③

実施内容（令和6年度）

1回目

- ・避難行動要支援者名簿・個別避難計画について
- ・特別支援学校における災害対応・災害対策について
（協議会委員で、特別支援学校の職員に講師を依頼）
- ・今後の協議内容について意見交換

2回目

- ・保育所、幼稚園、小学校それぞれの医療的ケア児の受け入れ状況
- ・医療的ケア児把握の現状
- ・医療的ケア児をとりまく関係機関の連携について
- ・災害時連携シート(案)について意見交換



現状と今後

現状

現在の取り組みを継続
相談内容の蓄積

今後

災害時対応ノート・ガイドブックの更新
地域課題の把握

(医療的ケア児支援体制協議会での内容を踏まえて)
他機関や自治体との連携

ご清聴ありがとうございました

